

添付図書について明石市が必要と認める図書及び不要と認めるもの

1 必要と認める図書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号（法第6条第1項第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が作成した適合証（以下「適合証」という。）
- (2) 住宅品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
- (3) 住宅である住宅品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (4) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、住宅品確法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）
- (5) 法第6条第1項第3号に規定する基準（以下「居住環境基準」という。）に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書（証明書等の写しをもってこれに代えることができる。）
- (6) 居住環境基準における都市計画施設の区域等、原則として認定しないこととする区域において、許可や当該住宅が区域の設定の目的を達成するものであることなどにより、長期にわたる立地が想定されることが判明している住宅にあっては、その内容を明示した図書
- (7) 既に認定を受けた住宅を含む建築物の一部において新たな住宅の認定を申請する場合は、当該認定書の写し
- (8) その他市長が必要と認める図書

2 不要と認める図書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は次の各号に定めるものとする。

(1) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。

ア 適合証を添付した場合における、法第6条1項第3号に係る審査以外の審査において明示することを要しない事項

イ 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

ウ 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

エ 申請に係る住宅を含む建築物の一部が既に認定を受けている場合における、当該部分の認定通知書の写しを添付した場合における、法第6条1項第3号に係る審査以外の審査において明示することを要しない事項

(2) 一の建築物において、法第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく認定申請を複数同時に行う場合にあつては、規則第2条第1項に掲げる図書のうち共通のものについて同時に申請するいずれかの申請書に添付したときは、当該図書

(3) 一の建築物において、法第8条第1項に基づく変更認定申請を複数同時に行う場合にあつては、規則第2条第1項に掲げる図書のうち共通のものについて同時に申請するいずれかの申請書に添付したときは、当該図書

(4) その他市長が不要と認める図書